

## 第1条（規約内容）

1. 本規約は MMA Studio A's 会員規約（以下、会員規約）に付随し、新生活応援キャンペーンを適用して入会を行った会員向けの規約となります。

## 第2条（適用範囲及び条件）

1. 本規約は、2026年4月1日(水)～2026年6月30日(火)に MMA Studio A's（以下、本ジムと呼称する）に入会し、且つ、第3条に記載のキャンペーン特典を受けた会員が適用となります。

2. 原則として無料体験を行ったクラスへの参加から 24 時間以内に入会手続きを行った方が対象となりますが、本ジム代表者の了承があった場合はこれに限らないものとします。

3. 本ジムまたは会員の事情を鑑み、キャンペーン適用外とする場合があります。その場合は本ジム代表者より、口頭及び電磁的記録による連絡があるものとします。

## 第3条（キャンペーン特典）

■ 前条の適用条件に合致し、キャンペーンの適用を認めた方に対し、下記特典を供与します。

1. 入会金の免除。
2. 当月会費の免除。
3. 翌月会費の免除。
4. その他、個別に本ジム代表者より口頭または電磁的記録により連絡のあった項目（主に入会金や事務手数料及び月会費等の料金の減額や免除、その他物品の貸与及び供与等を差しますが、これらに限りません）。

## 第4条（違約金）

■ 本キャンペーンの適用を受けた会員が、入会日より6ヶ月以内、もしくは1年以内に退会することとなった場合、退会手続き時に下記の違約金を支払うものとします。

尚、上記退会手続き時とは所定の退会届及び返却会員証をジム側が受領した日、もしくは会員規約の違反による強制退会が執行された日のことを差します。

【6ヶ月以内に退会の場合】

・月会費2ヵ月分。

【1年以内に退会の場合】

・月会費1ヵ月分。

## 第5条（免除）

■ 前条の違約金について、本ジム代表者の了承があった場合は、免除される場合があるものとします。

### 【退会時に支払う金額の例示】

■ 2026年4月1日に入会した会員が退会意思を表明し、8月25日に本ジムが退会届及び返却会員証を受理した場合。

・10月末までの月会費（MMA Studio A's 会員規約より、翌々月末までの月会費）。

・月会費1ヵ月分（本規約第4条より）